

# ニッセイ利率保証年金（5年保証・10年保証／月設定）

## 有期利率保証型確定拠出年金保険 【商品概要書】

商品提供会社:  NISSAY

日本生命保険相互会社

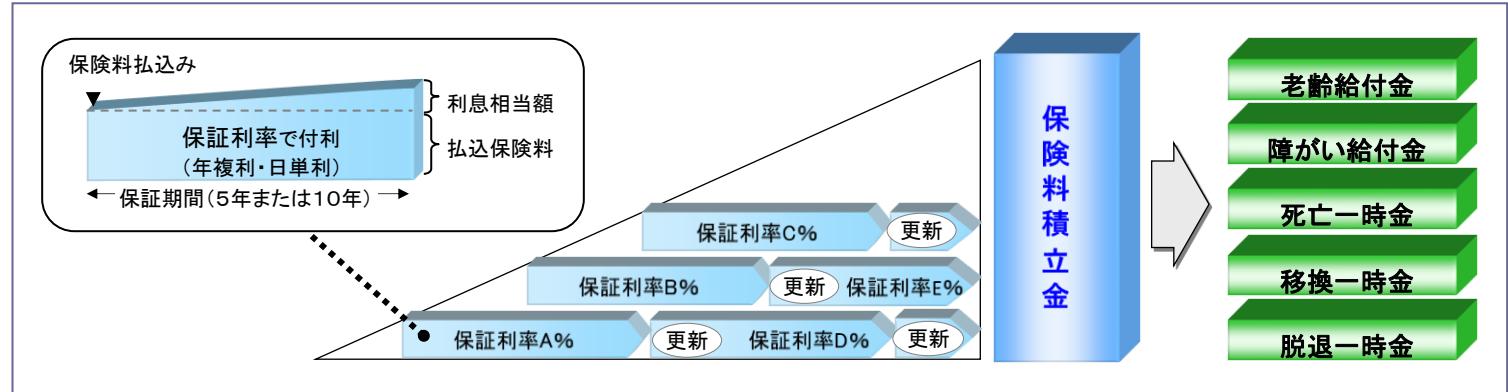
本商品は元本確保型の商品です

本資料では、法令・政省令・通知等で用いられる用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

### 基本的性格

- 保険料の払込みは、毎月の掛金の中から、あるいは他商品からの預替え(スイッチング)により自由に設定できます(払込みの一時中断も可能です)。
- 払込まれた保険料は、保証期間(5年、10年)に応じた利率(保証利率)で積立てられます。保証利率は、保険料収入時の市場金利水準(保証期間とほぼ等しい残存期間を有する国債の流通利回り)等に応じて、毎月設定されます。
- 保証期間満了時には、原則それまでの保証期間と同期間で保証期間を更新します。更新後の保証利率は、保証期間満了時の市場金利水準(更新後の保証期間とほぼ等しい残存期間を有する国債の流通利回り)等に応じて改めて設定します。保険料の払込みおよび保証期間満了にともなう更新に際して、お客様の年齢が55歳以上の場合には、新たに設定(または更新)される保証期間は5年のみとなります(10年保証商品を選択いただくことができず、自動的に5年保証商品に振替えられます)。
- 預替え(スイッチング)による解約時等の場合には、解約控除(市場価格調整)が適用され、市場金利水準によっては元本割れが生じるおそれがあります。
- 当保険商品は、確定拠出年金法第23条の規定に基づく「元本が確保される運用の方法(元本確保型商品)」です。

### 【商品の仕組み】



### 【給付金のお受取り方法】

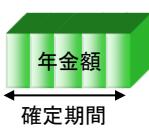
ご加入のプランにより異なりますので  
「規約」等をご確認ください。

- 給付金には、老齢給付金、障がい給付金、死亡一時金、移換一時金および脱退一時金があります。
- 当社は、給付金の支払いを要する旨の運営管理機関からの通知をもって、支払事由が生じたものとして、以下の金額(年金については、以下の年金額に基づき計算される金額)を運営管理機関に指定された受取人にお支払いします。

#### 年金でのお受取り

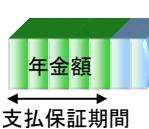
- 老齢給付金および障がい給付金については、規約に定めるところにより、その全部または一部を年金でお受取りいただくことができます。
- 年金の種類には、確定年金、終身年金および分割払年金があります。ただし、障がい給付金を60歳未満でお受取りになる場合は、確定年金および終身年金を選択できません。なお、当社の所定の範囲内で、複数の年金の種類(例:終身年金と確定年金)を同時に選択することができます。
- 確定年金および終身年金においては、お客様が保有されているすべての確定拠出年金向け運用商品から持分額(その全部または一部)を持込み、年金としてお受取りいただくことができます。
- 確定年金および終身年金でのお受取りを選択された場合、その対象となる持分額については、それまでの運用が終了します。

#### 確定年金 (確定期間:5年、10年、15年、20年)



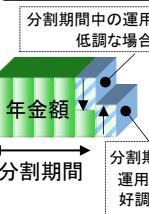
- 確定年金は、お客様が生存されている間、あらかじめ定めた確定期間中、年金をお受取りいただくものです。
- 年金額は確定期間、その確定年金の対象となる持分額および年金利率に基づき計算されます。
- 5年経過後は、一時金受取りに変更できます(終身年金を同時に選択されている場合は変更できません)。この場合、残りの確定期間に対応する年金の現価に基づき計算される金額等をお支払いし、確定年金を終了します。この際、解約控除(市場価格調整)が適用され、市場金利水準等によっては元本割れが生じるおそれがあります。
- 確定期間に死亡された場合、残りの確定期間に対応する年金の現価に基づき計算される金額等をご遺族にお支払いします。

#### 終身年金 (支払保証期間:5年、10年、15年)



- 終身年金は、お客様が生存されている間、終身にわたって、年金をお受取りいただくものです。
- 年金額はお客様の年齢・性別、支払保証期間、その終身年金の対象となる持分額および年金利率に基づき計算されます。
- 多くの場合、他の年金の種類に比べて年金額は少額です。
- 終身年金の選択後は、一時金受取りに変更できません。
- 死亡時期によっては、総受取額が元本(受取開始時点の資産額)を下回る可能性があります。
- 支払保証期間中に死亡された場合、残りの支払保証期間に対応する年金の現価に基づき計算される金額等をご遺族にお支払いします。
- 支払保証期間経過後に死亡された場合、ご遺族へのお支払いはありません。

#### 分割払年金 (分割期間:5年～20年)



- 分割払年金は、お客様が生存している間、あらかじめ定めた分割期間中、運用を続けながら年金をお受取りいただくもので、分割期間中の運用実績に応じて総受取額が変動します。
- 年金額は分割期間、分割割合およびその分割払年金の対象となる持分額の試算額に基づき計算されます。
- 5年経過後は、一時金受取りに変更できます(終身年金を同時に選択されている場合は変更できません)。この場合、お支払い時の保険料積立金に基づき計算される金額をお支払いし、分割払年金を終了します。
- 分割払年金をお支払いするときおよび5年経過後に一時金受取りに変更するときには解約控除(市場価格調整)が適用され、市場金利水準等によっては元本割れが生じるおそれがあります。
- 分割期間中に死亡された場合、死亡月迄の期間に対応する未支給の分割払年金とこれを差引いた残りの保険料積立金をご遺族にお支払いします。

#### 一時金でのお受取り

- 老齢給付金および障がい給付金については、規約に定めるところにより、その全部または一部を一時金でお受取りいただくことができます。
- 死亡一時金、移換一時金および脱退一時金については、一時金でのお支払いとなります。
- これらの一時金の額は、お支払い時の保険料積立金(老齢給付金、障がい給付金の一部を一時金でお支払いする場合は、その割合を乗じて得た金額)とします。

- 当資料は、株式会社横浜銀行(運営管理機関)が信頼できると判断した諸データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料は、確定拠出年金法第24条(運用の方法に係る情報の提供)に基づき、お客様に対して当保険商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。
- 当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。

# ニッセイ利率保証年金（5年保証・10年保証／月設定）

## 有期利率保証型確定拠出年金保険 【商品概要書】

商品提供会社:  NISSAY

日本生命保険相互会社

本商品は元本確保型の商品です

### 保険の種類

- 有期利率保証型確定拠出年金保険

### 拠出単位／拠出限度額

- 1円以上、1円単位です。
- 毎月の保険料は確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定できます(払込みの一時中断も可能です)。
- 他商品からの預替え(スイッチング)についても金額の制限はありません。

### 保険期間

- 保険料の払込開始時から給付終了時まで

### 利率の設定／適用

#### 【積立期間中】

- 払込まれた保険料は保証利率で積立てられ、保証利率は、保険料収入時の市場金利水準(保証期間とほぼ等しい残存期間を有する国債の流通利回り)等に応じて、毎月設定されます。

#### 【年金給付時】

##### 《確定年金・終身年金》

- 後述の「終身年金・確定年金における年金額の計算に用いる年金利率と年金額の再計算について」をご覧ください。

##### 《分割払年金》

- 積立期間中と同様の取扱いとなります。

### 保証利率適用期間

#### 【積立期間中】

- 保証期間は5年と10年の2種類があります。ただし、保険料の払込みに際して、お客様の年齢が55歳以上の場合には、新たに設定される保証期間は5年のみとなります(10年保証商品は選択いただくことができず、自動的に5年保証商品に振替えられます)。

#### 【年金給付時】

##### 《確定年金・終身年金》

- 後述の「終身年金・確定年金における年金額の計算に用いる年金利率と年金額の再計算について」をご覧ください。

##### 《分割払年金》

- 積立期間中と同様の取扱いとなります。

### 保証利率適用期間終了時の取扱い

#### 【積立期間中】

- 保証期間満了日は、当社が保険料を収入した日から起算して保証期間(5年または10年)が経過した日が属する月の前月末日となります。
- 保証期間満了時には、それまでの保証期間と同期間で保証期間を更新します。

- 更新後の保証利率は、保証期間満了時の市場金利水準(更新後の保証期間とほぼ等しい残存期間を有する国債の流通利回り)等に応じて改めて設定します。

#### 【年金給付時】

##### 《確定年金・終身年金》

- 後述の「終身年金・確定年金における年金額の計算に用いる年金利率と年金額の再計算について」をご覧ください。

#### 《分割払年金》

- 積立期間中と同様の取扱いとなります。

### 配当金

- 毎年の決算により剰余金が生じた場合、社員配当金が支払われる場合があります。
- 配当金は積立期間中は保険料積立金に充当され、受給期間中は年金または一時金とあわせて支払われます。

### 持分額の計算方法

- 保険料積立金は保険料の払込み(※)毎に計算し、それらを合計します。
- 保険料の払込み(※)毎の保険料積立金は払込保険料と利息相当額の合計額です。
- 利息相当額は、払込保険料の額、保険料を収入した日からの経過期間、保証期間および保証利率により、年複利・日単利にて計算されます。
- 解約払戻金は保険料の払込み(※)毎に計算されます。
- 解約時には、解約控除(市場価格調整)が適用され、解約控除額をご負担いただくおそれがあります。
- 解約払戻金は、保険料の払込み(※)毎に計算した「保険料積立金一解約控除額」の合計額となります。

(※)同年同月内に複数の保険料の払込みがある場合は一つの保険料の払込みとして取扱います。

### 中途退職時の取扱い

- 離職・転職などにより、個人型年金や他の企業型年金へ積立金を移換する場合には、解約控除(市場価格調整)を適用せず、移換一時金として解約控除前の積立金額をそのまま全額移換します。

### 運用勘定

- 一般勘定で運用されます。

# ニッセイ利率保証年金（5年保証・10年保証／月設定） 有期利率保証型確定拠出年金保険 【商品概要書】

商品提供会社:  NISSAY

日本生命保険相互会社

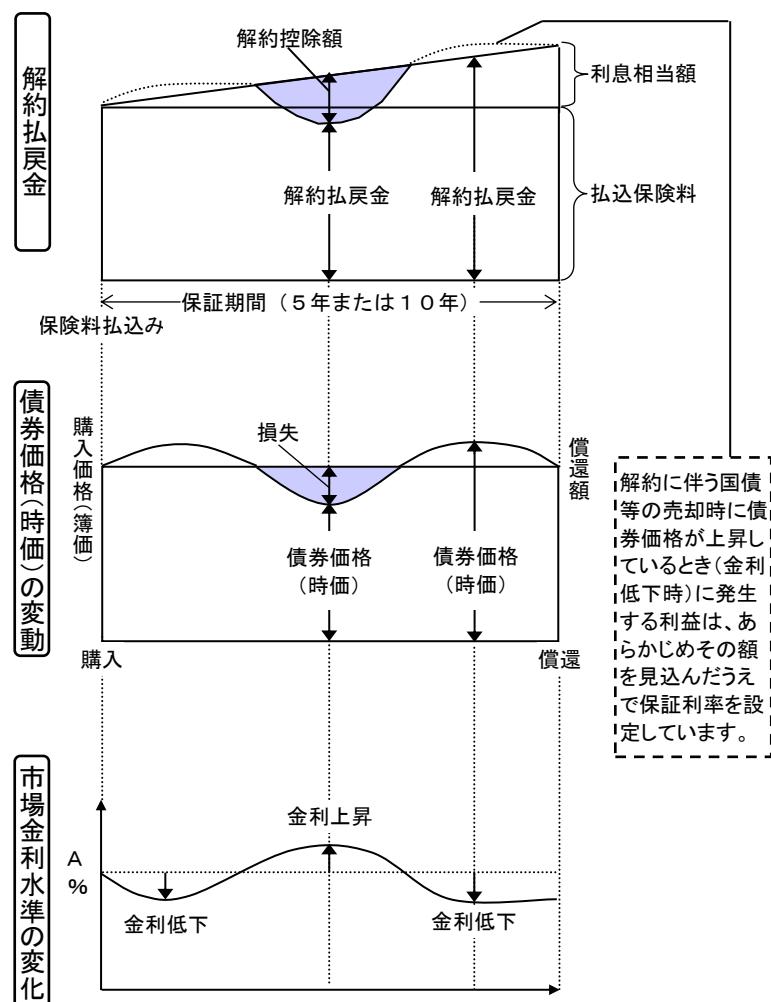
本商品は元本確保型の商品です

## 預替え(スイッチング)による解約時のお取扱い

- 預替え(スイッチング)による解約は隨時行うことができます。ただし、保証期間満了の直前および直後は、預替え(スイッチング)による解約が制限されます。
- 保険料積立金のうち、全部を解約することも、一部を解約することもできます。
- 複数の保険料の払込み(※)がある場合、預替え(スイッチング)による解約時に限り、取崩しの対象となる保険料の払込み(※)を指定することができます。特に指定がない場合、解約請求時点で当社が保険料を収入した日(保証期間が更新されている場合は直前の更新日)が古いものから順次取崩していきます。
- 解約払戻金は保険料の払込み毎に計算されます。
- 預替え(スイッチング)による解約時には、解約控除(市場価格調整)が適用されます。
- 払込みいただいた保険料は国債等で運用しており、解約等に伴う国債等の売却時に債券価格が下落しているとき(金利上昇時等)は損失が発生するため、この損失に相当する額を、解約控除(市場価格調整)としてご負担いただきます。一方、解約に伴う国債等の売却時に債券価格が上昇しているとき(金利低下時)に発生する利益は、あらかじめその額を見込んだうえで保証利率を設定しています。
- 預替え(スイッチング)による解約時の解約控除額は、解約時の保険料積立金をもとに、保険料収入時(保証期間が更新されている場合は直前の更新時)の保証利率、解約時の残存保証期間および国債の利回り等に応じて当社の定める利率ならびに残存保証期間等を勘案して算出します。
- 実際の解約払戻金試算額についてはWeb画面等でご確認ください。
- 保証期間満了の直前1ヶ月間は解約控除額をゼロとします。また、それ以外の期間でも市場金利水準等によっては解約控除額がゼロとなることもあります。

(※) 同年同月内に複数の保険料の払込みがある場合は一つの保険料の払込みとして取扱います。

## 解約控除(市場価格調整)のイメージ(積立期間中の場合)



(注) 残存保証期間(購入債券の償還までの期間)に対応する市場金利水準の変化を例示しています。

## リスクのご説明(損失の可能性)

- 以下の場合に解約控除(市場価格調整)が適用されます。
  - ① 預替え(スイッチング)により解約するとき  
(詳細は「預替え(スイッチング)による解約時のお取扱い」をご覧ください。)
  - ② 老齢給付金または障がい給付金を分割払年金でお受取りいただくとき
  - ③ 確定年金または分割払年金での受給開始後、一時金受取りに変更するとき
  - ④ ご契約者がこの保険契約を解約するとき
  - ⑤ ご契約後、ご加入後または給付金支払事由発生後に給付金の請求に関する詐欺の行為があったとき等、ご契約の継続を困難とするような重大な事由が生じたこと等により、当社がこの保険契約を解除するとき
- 解約控除(市場価格調整)の適用により、市場金利水準等によっては元本割れが生じるおそれがあります。

# ニッセイ利率保証年金（5年保証・10年保証／月設定） 有期利率保証型確定拠出年金保険【商品概要書】

商品提供会社:  NISSAY

日本生命保険相互会社

本商品は元本確保型の商品です

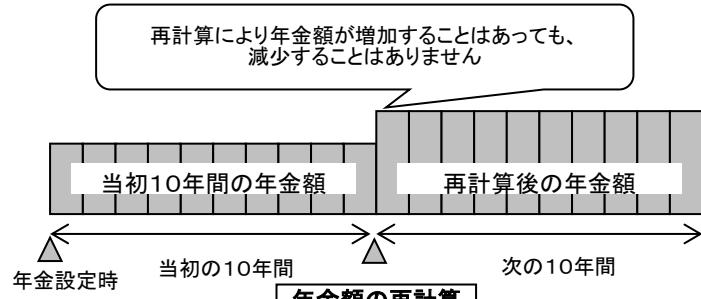
## 終身年金・確定年金における年金額の計算に用いる年金利率と年金額の再計算について

- 年金額の計算に用いる年金利率と年金額の再計算は、年金の種類等に応じ下表のとおりとなります。
- 10年年金利率は、約5年の残存期間を有する国債の流通利回り等に応じ、5年年金利率(5年確定用)および5年年金利率(15年確定用)は、約2.5年の残存期間を有する国債の流通利回り等に応じ、日々設定されます。
- 年金額の再計算により、年金額が増加することはあるものの、減少することはございません。

年金の種類等	年金額の再計算	年金額の計算に用いる年金利率
終身年金	5年支払 保証期間付  お客様が生存されている間、10年毎に年金利率を見直し、以降の年金額の再計算を行います。	当初10年間 年金設定時の10年年金利率
		次の10年間 10年経過時の10年年金利率 (※)
		次の10年間 20年経過時の10年年金利率 (※)
確定年金	5年確定  10年確定  15年確定  20年確定  10年経過時にお客様が生存されている場合、年金利率を見直し、以降の年金額の再計算を行います。	⋮ ⋮
		年金設定時の5年年金利率(5年確定用)
		年金設定時の10年年金利率
		当初10年間 年金設定時の10年年金利率
		次の5年間 10年経過時の5年年金利率 (15年確定用)(※)
	15年確定  20年確定	当初10年間 年金設定時の10年年金利率
		次の10年間 10年経過時の10年年金利率 (※)

(※) 上表に記載の年金利率と再計算前の年金額の計算に用いた年金利率を使用して、再計算後の年金額を計算します。

<年金額の再計算イメージ(20年確定年金の場合)>



【日本-DC基-201408-571-C】

## 契約内容の一部変更の可能性

- 有期利率保証型確定拠出年金保険普通保険約款第29条の規定に基づき、物価の高騰その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際予見しえない事情の変更または法令の改正により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで約款条項の一部を変更することや、または保険料、解約払戻金および責任準備金の計算の基礎を変更することができます。ただし、終身年金または確定年金をお受取り中の方の年金額を減額することはありません。

## ご契約者またはお客様に詐欺の行為があつた場合のお取扱い

- ご契約者またはお客様の詐欺により、この契約を締結したときはお客様を追加加入させたときは、当社は、ご契約者の詐欺による場合にはこの契約を、お客様の詐欺による場合にはこの契約のそのお客様に関する部分を取り消すことができます。この場合、すでに払込まれた保険料のうちこれらに対する部分は払戻しません。

## 保険契約の解除の可能性

- ご契約後、ご加入後または給付金支払事由発生後に給付金の請求に関する詐欺の行為があったとき等、ご契約の継続を困難とするような重大な事由が生じたとき等には、当社はこの保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、解約控除額を控除のうえ解約払戻金をお支払いします。この際、市場金利水準等によっては元本割れが生じるおそれがあります。

## セーフティーネットの有無

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。
- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減※されることがあります。  
※保険業法第240条の2に定められた「契約条件の変更」をいいます。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

(お問合せ先)生命保険契約者保護機構: Tel 03-3286-2820  
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 指定紛争解決機関について

- 当保険商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなお相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。「生命保険相談所」「連絡所」の連絡先はホームページアドレス<http://www.seiho.or.jp/>をご覧ください。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。